

ヒライ先生の Q&A



平井 繁利

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。
社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。
特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業本質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。
(現在)岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

セクハラにおける債務不履行に基づく損害賠償 その2

IM商会事件(東京地裁) -

本件に係る認定事実の続き

(3) そうしたことから、その後も、Yは、原告Xに対し、天気の話や会社で飲みに行く話などの話題の下、折々、メールを送信するなどした。また、会社の最寄り駅の改札付近で、帰りがけの原告Xに旅行の土産を渡すなどということもあった。しかし、交際の意図がなかった原告Xは、Yからのメールにも返信しないでいるようになり、平成24年12月25日、Yが、クリスマスプレゼントを原告Xに渡して交際の申込みの返答を聞こうと考えて、会社の業務が終わった後、会社の近くのコンビニエンスストアで待っていますとの内容のメールを原告Xに送信しても、これに対して返信せず、待ち合わせ場所にも出向かなかつた。そうしたことから、Yは、自身に対する原告Xの気持ちが薄いのかもしれないなどと思いつつ、原告Xに対して、忙しそうなで帰りますなどといった内容のメールを送信してその場を辞した。

他方、原告Xは、Yからメールが来るようになり困るなどとZに告げるようになり、Zは、メールがくるのであれば断固拒否する旨メールで明らかにするよう助言した。もつとも、原告Xは、そのようなメールは送らずにいた。

(4) その後、Yは、原告Xがメールに返信してこないばかりか、冷たい態度を示すようになったことから、平成25年1月から同年3月にかけて、折々、「いつもなんかゴメンね。Xさんときちんと話したいです。」(平成25年2月9日のメール)、「僕が原因だと思うけど、倉庫でタバコを吸つたり、他の方にはお茶を入れてあげて。Xさんの気持ち察せなくて申し訳なかつたです。」(同年3月12日のメール)などといった内容のメールを送信した。

また、Yが被告会社を退社すると聞いていたが辞めないのかとの内容のメールを原告XがYに送ったのに對し、他社に再就職することを検討したが、結局、被

告会社からの退社を思いとどまつたとして、「悩んだけど全て断りました。迷惑かもしけないけどいまXさんの側にいたいし。慣れてなくてつい避けてしまうけど気にしないで…。いつも子供みたいでゴメンなさい。」(同月8日のメール)といった内容のメールを送信したことがあつた。

もつとも、これ以降、Yが原告Xに対して特に好意を寄せ、交際を求める内容のメールを送信したと認めに足りる証拠はない。

(5) 平成25年9月頃に至り、取締役管理部長のZは、Yに対する嫌悪感を強めていた原告Xから、担当する大口取引先を同じくすることとなつて、いた倉庫業務担当のYとの接触が生じることを忌避すべく、担当を交代できないかとの相談を受けた。そうしたことから、Zは、上記原告の申し出を受け、被告代表者や、取締役営業部長を務めていたWにこれを報告し、Wにおいて、Yに事実関係の確認を行つたところ、Yは、原告Xに対して恋愛感情をもつていていたことや過去にメールをしていたことはあつたが現在はしていないことを申し述べ、上記Yと原告Xとの間のメールを見せるなどした。そうしたことから、Wは、自身で、Yの携帯電話機を手にして上記メールを含むメールの内容を確認した。そして、Vにおいて、原告Xが不満を述べていることを踏まえ、Yに対し、今後、内容のいかんを問わず、原告Xに対してメールを送るなどし、原告が不快を感じることのないよう注意し、原告Xに対して謝罪するよう指導した。

こうした注意を踏まえ、Yもこれを了解し、原告Xに対する謝罪を申し述べ、原告Xもひとまずこれを了とした。なお、この頃あるいはこの頃以降、Yが原告Xに対して、殊更好意を寄せる内容のメールを送信したり、付きまとひ行為をしていたことを認めるに足りる的確な証拠はない。